

応 募 様 式

令和5年11月 日

姫路河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒 _____

氏名 _____

令和5年10月31日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 樹木採取を希望する場所にチェック☑されるか、○で囲んでください。(複数選ぶことも可能です。)

①樹木の伐採・搬出（薪、ほだ木等への活用）

【加古川】

加古川 右岸河川敷

(加古川市平荘町養老地先 約0.1ha、加古川右岸10.2k付近) … A

加古川 右岸河川敷

(小野市黍田町地先 約0.8ha、加古川右岸17.2k～17.6k付近) … B

加古川 右岸河川敷

(小野市下来住町地先 約0.7ha、加古川右岸18.6k～18.8k付近) … C

加古川 右岸河川敷

(小野市河合中町地先 約0.2ha、加古川右岸26.1k付近) … D

加古川 右岸河川敷

(加東市河高地先 約0.3ha、加古川右岸31.8k) … E

加古川支川東条川 左岸河川敷

(小野市古川町地先 約0.1ha、東条川左岸1.2k) … F

【揖保川】

□揖保川 左岸河川敷

(たつの市^{たつのちようだいどう}龍野町大道地先 約0.4ha、揖保川左岸10.6k～11.0k付近) …G

□揖保川 左岸河川敷

(たつの市^{たつのちようしまだ}龍野町島田地先～たつの市^{かみおかちようひがしはしき}神岡町東鶯崎地先 約5.9ha、
揖保川左岸14.0～15.6k付近) …H

□揖保川 左岸河川敷

(たつの市^{しんぐうちようかみさき}新宮町上笹地先 約3.6ha、揖保川左岸22.2k～23.1k付近) …I

□揖保川 左岸河川敷

(^{しそ}宍粟市^{やまさきちようしも}山崎町下宇原地先 約2.0ha、揖保川左岸23.4k～24.0k付近) …J

□揖保川 左岸河川敷

(^{しそ}宍粟市^{いちのみやちようひがし}一宮町東市場地先 約0.1ha、揖保川左岸43.1k付近) …K

②樹木の搬出（バイオマス発電）※^{1,2,3,4}

□揖保川 左岸河川敷

(たつの市^{しんぐうちようそがい}新宮町曾我井地先、揖保川左岸17.2k付近) …L

□揖保川 右岸堤防

(たつの市揖保川町市場地先、揖保川左岸6.2k付近) …M

□その他（加古川、揖保川の河川敷内での伐採工場の現場、場所未定）…N

※1 バイオマス発電燃料への活用を想定した採取はガイドラインに示した業界団体の認定を得られた認定事業者に限るものとします。

※2 存置する樹木の形状や量は、河川工事の進捗によって変動するため、搬出する樹木の形状や量、搬出時期は、河川管理者と協議の上での搬出とします。

※3 河川法第25条の許可を得て、バイオマス燃料への活用を想定して採取した伐採木は、ガイドラインにおける「一般木質バイオマス」に該当します。

※4 バイオマス発電燃料への活用を想定した採取の場所については、上記に加え加古川・揖保川の河川敷内での伐採工場の現場からの搬出も想定しています。希望される場合は「□その他」にチェック☑を記載してください。

2. 採取を希望する河川産出物の種類：樹木・竹

3. 採取を希望する河川産出物の使用目的

以下の項目で該当する箇所にチェック☑を記載。

- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載してください。

(6) 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載してください。

(7) 安全対策等の実施

以下の項目で該当する箇所にチェック を記載。

清掃

交通整理

その他 ()

なお、安全管理については「自己責任」とします。

(8) 応募参加資格

以下の項目で該当する箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」 (平成24年6月林野庁) に示した業界団体の認定を受けている者。(ただし、1. 樹木採取を希望する場所M及びNでの採取を応募する場合のみ。)

以上